

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭における電気の消費を抑制し、エネルギー価格の負担軽減を図るとともに、地球温暖化防止に寄与するため、消費電力の大きい家電製品から省エネ性能の高い製品へ買い換える者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、霧島市補助金等交付規則(平成17年霧島市規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 冷蔵庫 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「施行令」という。)第18条第10号に定める電気冷蔵庫をいう。
- (2) テレビ 施行令第18条第4号に定めるテレビジョン受信機をいう。
- (3) エアコン 施行令第18条第2号に定めるエアコンディショナーをいう。
- (4) 電気温水機器 施行令第18条第26号に定める電気温水機器をいう。
- (5) 照明器具 施行令第18条第3号に定める照明器具をいう。
- (6) 電気便座 施行令第18条第16号に定める電気便座をいう。
- (7) 省エネ基準達成率 JIS(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。次号において同じ。)C9901の省エネルギー基準達成率をいう。
- (8) 最新の目標年度 JISC9901の目標年度のうち、冷蔵庫の場合は2021年度、テレビの場合は2026年度、エアコンの場合は2027年度、電気温水機器の場合は2025年度、照明

器具の場合は2020年度、電気便座の場合は2012年度をいう。

- (9) 対象省エネ家電製品 最新の目標年度の省エネ基準達成率が100%以上である第1号から第6号までに規定する新品かつ未使用の家電製品で、本市内に所在する有人店舗において購入されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 霧島市省エネ家電買換支援事業（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、第7条及び第9条に規定する書類を提出した日並びに第10条に規定する書類の通知を受けた日（以下「基準日」という。）において、本市内に住所を有する世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金交付の対象外とする。

- (1) 基準日において市税を滞納している者
- (2) 霧島市暴力団排除条例（平成25年条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 既に補助金の交付を受けた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が補助金の趣旨に照らし交付することが適当でないと認める者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、本市内の自らが居住する住宅に対象省エネ家電製品を設置し、当該住宅に設置されている冷蔵庫、テレビ、エアコン、電気温水機器、照明器具及び電気便座（以下これらを「旧家電製品」という。）の交換（廃棄を含む。）を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費（設置に必要な部品を含む。）、電気工事費、配送料及びリサイクル料とする。ただし、次の各号に掲げる金額は補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 同一の事業に対して他団体から補助金交付を受けている場合における当該補助額
- (2) 旧家電製品の下取り又は売却額
- (3) クーポンを利用した場合の割引額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。

(事前申込及び抽選)

第7条 補助金の交付を希望する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる受付期間内に、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金事前申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第1弾 令和6年6月1日から令和6年6月30日まで
 - (2) 第2弾 令和6年8月1日から令和6年8月31日まで
 - (3) 第3弾 令和6年11月1日から令和6年11月30日まで
- 2 市長は、前項の規定による事前申込があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を予定する者（以下「補助金交付内定者」という。）を決定し、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付内定通知書（第2号様式）（以下「交付内定通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 前項の場合において、第1項に規定する各区分の受付期間内に、当該区分ごとに定める予算の範囲を超える申込みがあった場合は、抽選により、補助金交付内定者を決定するものとする。
- 4 審査の結果、事前申込書の内容が条件を満たさないと認められる者又は前項に規定する抽選の結果、落選となった者に対しては、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金対象外通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（購入期間）

第8条 補助金の交付の対象となる対象省エネ家電製品の購入期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 第1弾 交付内定通知書記載の通知日から令和6年9月10日まで
 - (2) 第2弾 交付内定通知書記載の通知日から令和6年11月10日まで
 - (3) 第3弾 交付内定通知書記載の通知日から令和7年2月13日まで
- 2 令和6年5月1日から前項各号に規定する通知日の前までに対象省エネ家電製品を購入した者が交付内定通知書の通知を受けた場合は、前項に規定する期間内に購入していたものとみなす。

（補助金の交付申請等）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助金交付内定者は、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、前条第1項に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項が全て記載されている領収書又はレシートの写し
 - ア 購入日
 - イ 購入した店舗（市内に所在する店舗に限る。）
 - ウ 購入した対象省エネ家電製品名
 - エ 支払金額の内訳（対象省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、電気工事費、設置に必要な部品代、配送料及びリサイクル料）が分かる書類
- (2) メーカー発行の保証書の写し（型番及び製造番号が記載されているもの。）
- (3) 旧家電製品及び買換え後の対象省エネ家電製品の設置状況が分かる写真
- (4) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 旧家電製品（冷蔵庫、テレビ及びエアコンに限る。）を処分する際の家電リサイクル

ル券（排出者控え）の写し又は下取り・売却を証する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定額は、第7条第2項の規定により通知した補助限度額を上限とする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、第10条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 補助金の交付決定の内容又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は本補助事業の実施について不正の行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げるほか、この告示の規定に違反する行為をしたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 補助金交付決定者は、補助金の対象となった財産について、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

3 補助金交付決定者は財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(市による調査)

第15条 市長は、本補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金交付決定者に対して、補助の対象となった対象省エネ家電製品の使用に関する調査を行うことができる。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第16条までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第7条関係）

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金事前申込書

令和 年 月 日

事前申込者	フリガナ		生年月日
	世帯主氏名		大正・昭和・平成 年 月 日生
	住所	〒899- 霧島市	
	電話番号	-	- ※日中連絡がとれる番号を記入してください。

買換える対象省エネ家電製品	製品名	冷蔵庫 テレビ エアコン 照明器具 電気温水機器 電気便座		
	製品名 メーカー 機種型番	製品名	メーカー	機種型番
購入予定金額	円（税込）			

※販売店は霧島市内の店舗に限ります。（市外の店舗や通販等は対象外）

※購入予定金額には、対象省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品代、電気工事費、配送料、リサイクル料の消費税を含む合計金額からクーポン等の割引、古い家電製品の下取り及び売却金額、国・県その他団体からの補助の額を引いて記入してください。

以下の事項に誓約・同意する場合はチェック欄□に「✓」を入れてください。

- 霧島市内に住民票があり、市税を滞納していません。
- 暴力団員ではありません。また、暴力団や暴力団員との密接な関係はありません。
- 買い換える省エネ家電製品は、省エネ基準達成率が100%以上（省エネ性マークがグリーン）であることを、省エネ型製品情報サイトやカタログで確認しています。
- 霧島市内の販売店で対象省エネ家電製品を購入し、事前申込区分ごとの購入期限までに霧島市内の自宅に設置を完了します。
- 抽選結果の通知前に家電製品を買い換える場合でも、抽選の結果、補助金交付内定者とならない場合（落選）があることを承知しています。
- 買換え前の古い家電製品は、市内の店舗等で適正に処分します。
- 配達記録の残らない方法で事前申込書を郵送する場合において、事前申込書の不着について霧島市は責任を負いません。その場合、事前申込書が霧島市に到着したか確認がとれないことをもって事前申込（抽選）が行われないことに同意します。
- 補助金交付要件の該当可否等を審査するため、市が必要な個人情報等の公簿の確認を行うことに同意します。

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

様

霧島市長

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付内定通知書

令和 年 月 日付けで事前申込のあった霧島市省エネ家電買換支援事業補助金事前申込書の内容を審査した結果、あなた様への補助金交付を内定しましたので、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

補助限度額 円

購入期限 令和 年 月 日

申請期限 令和 年 月 日

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金対象外通知書

様

霧島市長

令和 年 月 日付けで事前申込のあった霧島市省エネ家電買換支援事業補助金については、下記の理由により、補助対象外となりましたので、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

補助対象外と認められる事項

- (1) 事前申込書の内容が、次の条件を満たしていないため。
- (2) 抽選の結果、落選となったため。

第4号様式（第9条関係）

<必ず両面印刷してください>

（表面）

令和 年 月 日

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付申請書

（宛先）霧島市長

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

【申請者兼請求者情報】

申請者兼請求者	フリガナ		生年月日
	氏名		年 月 日生
	住所	〒899- 霧島市	
	電話番号	-	※日中連絡がとれる番号を記入してください。
	当選番号		月 日付けで通知した交付内定通知書の当選番号

【買換えた対象省エネ家電製品の情報】

買換えた対象省エネ家電製品	製品名	冷蔵庫	テレビ	エアコン	照明器具	電気温水機器	電気便座
	製品名 メーカー 機種型番	製品名	メーカー	機種型番			
	補助対象経費	円（税込）					

※販売店は霧島市内の店舗に限ります。（市外の店舗や通販等は対象外）

※補助対象経費には、対象省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品代、電気工事費、配送料、リサイクル料の消費税を含む合計金額からクーポン等の割引、古い家電製品の下取り及び売却金額、国・県その他団体からの補助の額を引いて記入してください。

以下、霧島市記入 ⇒裏面も記入してください。

補助金交付申請額 兼請求額	請求限度額： 円 ※この欄は記入しないでください。
------------------	------------------------------

(裏面)

【交付する補助金の振込先】

振込口座	金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号			
			普通・当座				
	フリガナ						
	氏名						

【補助金申請の誓約・同意事項】

以下の事項に誓約・同意する場合はチェック欄口に「✓」を入れてください。

- 霧島市内に住民票があり、市税を滞納していません。
- 暴力団員ではありません。また、暴力団や暴力団員との密接な関係はありません。
- 購入した対象省エネ家電製品は、省エネ基準達成率が100%以上（省エネ性マークがグリーン）であることを、省エネ型製品情報サイトやカタログで確認しました。
- 購入した対象省エネ家電製品は、居住する霧島市内の自宅に設置し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付、又は担保にしません。
- 買換え前の家電製品は、市内の店舗等で適正に処分しました。
- 配達記録の残らない方法で申請書兼請求書を郵送する場合において、申請書兼請求書の不着について霧島市は責任を負いません。その場合、申請書兼請求書が霧島市に到着したか確認がとれないことをもって補助金の交付が行われないことに同意します。
- 補助金交付要件の該当可否等を審査するため、市が必要な個人情報等の公募の確認を行うことに同意します。

上記のすべての項目に誓約、同意します。

令和 年 月 日
自署

※押印は不要です。

【提出書類のチェックリスト】

本申請書兼請求書に以下の書類を添付して、チェック欄口に「✓」を入れてください。
なお、添付書類に不備がある場合は受付できません。

- 領収書又はレシートの写し
※購入日、購入した店舗、購入製品名、支払金額の内訳が記載されているもの。
- メーカー発行の保証書の写し
※型番及び製造番号が記載されているもの。
- 買換え前の家電製品の設置状況及び買換え後の対象省エネ家電製品の設置状況が分かる写真
※設置前後を比較できるカラー写真
- 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
※申請者本人の名義のもの
- 買替え前の冷蔵庫、テレビ、エアコンを処分する際の「家電リサイクル券（排出者控え）」の写し、又は下取り・売却を証する書類の写し
※市内の店舗等での処分

【アンケート調査】

以下のアンケートにお答えください。

☞ 今回の対象省エネ家電製品への買換えにより、家計の負担軽減（電気使用料の削減）につながるとお考えですか。

- つながると思う。
- つながらないと思う。
- 分からない。

第5号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

霧島市長

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった霧島市省エネ家電買換支援事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定（確定）額 円

<注意事項>

- 1 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
 - (1) 補助金の交付決定の内容又は交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は本補助事業の実施について不正の行為をしたとき。
 - (3) 前2号に掲げるほか、この告示の規定に違反する行為をしたとき。
- 2 補助金の振込に関する通知は行いません。交付決定後1か月後を目途に指定された口座へ補助金を振り込みます。申請件数が多い場合、振込に期間を要する場合があります。
- 3 要綱第14条第2項の規定により、本事業で購入した対象省エネ家電製品は、耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。

第6号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

霧島市長

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった霧島市省エネ家電買換支援事業補助金については、交付しないことを決定したので、霧島市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

補助金の不交付決定理由